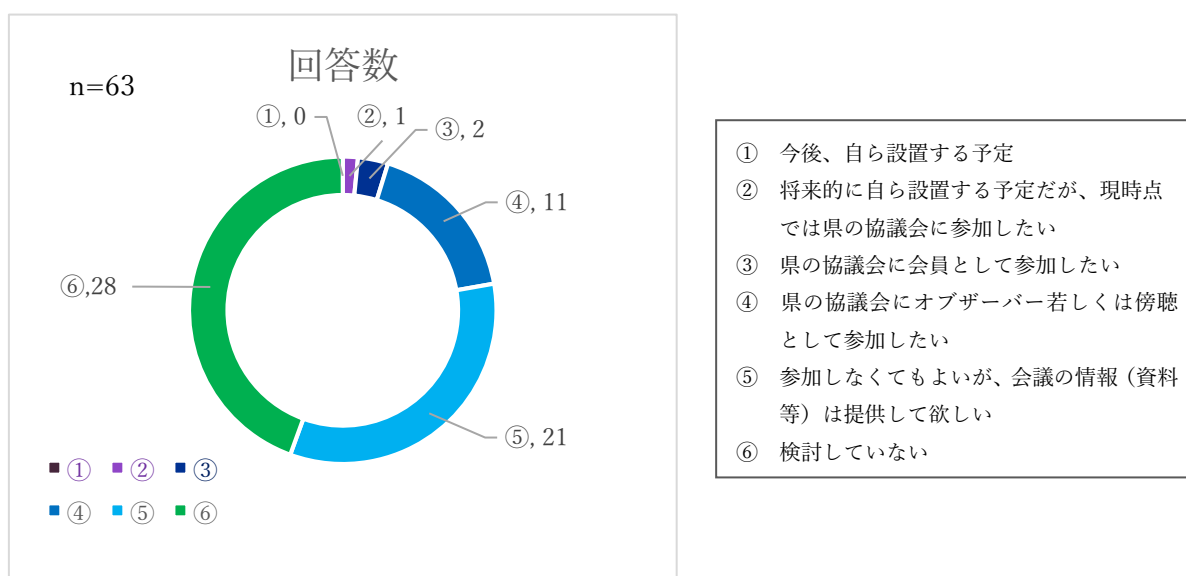


新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者居住支援協議会等についてのアンケート調査結果

R1.8.26 建築住宅課

■市町村アンケート

Q1：今後、住宅セーフティネット制度を進めるにあたり、居住支援協議会について、どのようにお考えですか。



Q2：（Q1で①、②と回答した方）設立について、どのような状況ですか。

② 構成団体等について検討中（長野市）

Q3：市町村において連携して居住支援を行っており、居住支援法人に指定して欲しい団体及び居住支援協議会に参加を求めるとお考えの団体、その他の居住支援に関係する法人・団体等の情報について、お教えてください。（複数回答可）

【飯田市】

- ・各市および郡に設置されている生活就労支援センター「まいさぼ」は関わるべき

【駒ヶ根市】

- ・不動産組合、社会福祉協議会、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム
→個別案件において、住宅確保や一時的な住まいの確保に協力いただいている

【富士見町】

- ・富士見町社会福祉協議会 → 社会福祉全般

Q4：市町村独自で行っている住宅確保要配慮者に向けた居住支援に係る事業等があれば、お教えてください。

【栄村】

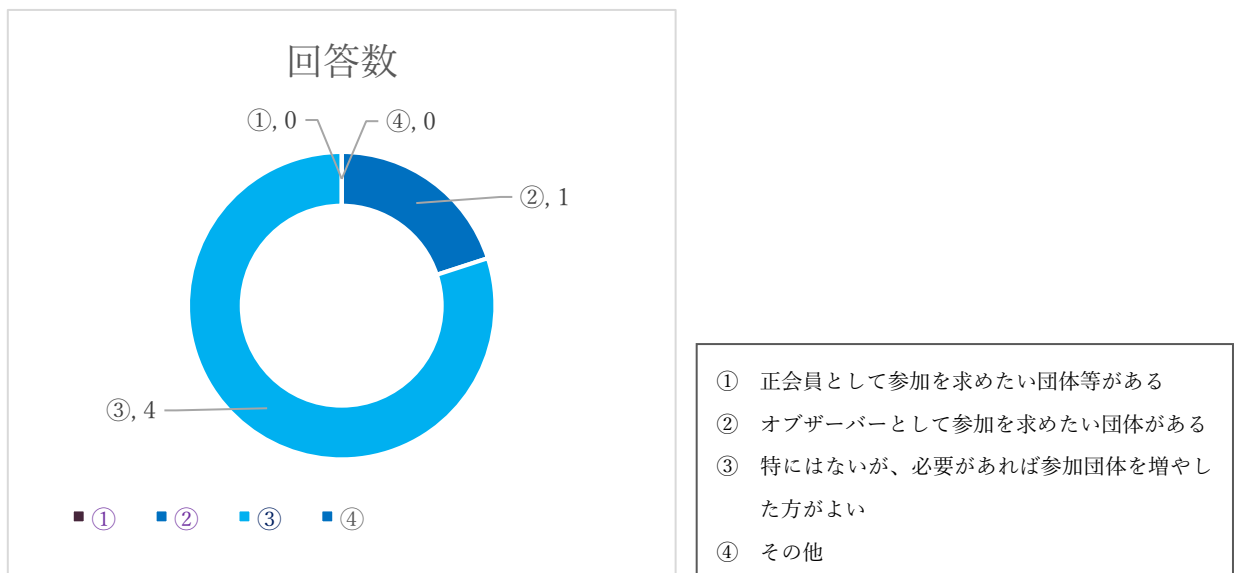
- ・高齢者総合福祉センター老人共同住宅運営事業
→冬期間、積雪により居住が困難な高齢者世帯の一時避難、また住宅困窮者に対して、栄村高齢者総合福祉センター内にある共同住宅へ、低額負担で入居できる。

【小谷村】

- ・小谷村役場住民福祉課及び小谷村社会福祉協議会との情報共有により現在は低所得者、生活保護世帯、DV世帯、保護者の監視下にある者について住宅確保要配慮者居住支援は機能しているため協議会の設置は検討していない。

■居住支援協議会 会員アンケート

Q1：今後、住宅セーフティネット制度の取組みを進めるにあたり、居住支援協議会の構成及び、新たな参加団体等についてお聞きします。



Q2：(Q1で①、②と回答した場合) 参加を求めたい団体名等について、ご記入ください。

【長野県みらい基金】

- ・ホットライン長野、ホットライン信州、長野県宅老所グループホーム連絡会

Q3：貴団体と、居住支援協議会に参加されている他の団体等で協働して取り組みたい支援活動のプランがあれば、ご記入ください（具体的なプランでなくても差し支えありません）。

【長野県みらい基金】

- ・ 情報提供、見守りなどの生活支援、高齢者支援団体への橋渡し

【健康福祉部 地域福祉課】

- ・ 長野県社会福祉協議会が生活困窮者自立支援制度の補完的な支援として取り組んでいる「長野県あんしん創造ねっと」の入居・身元保証事業に対し、平成 31 年度に「長野県あんしん未来創造」サポート事業を創設して支援を行う。（補助事業）

Q4：住宅セーフティネット法では、地域住宅協議会との連携が定められています。他県では関係する協議会と連携している例がありますが、そのような協議会等があれば、ご記入ください。

【長野県みらい基金】

- ・ ひとり親家庭福祉会、民生・児童委員協議会

【長野県宅地建物取引業協会】

- ・ 把握していない。今後検討していく中で状況調査を考えている。
（長期的に検討することとしている）

Q5：居住支援法人については、居住支援の中心的な役割を担うことが期待されますので、県では今後も複数の法人等の指定を進めていきたいと考えています。居住支援法人の指定に適当と思われる団体や、その他の居住支援に関係する法人・団体等の情報があれば、ご記入ください。 → **【回答なし】**

Q6：居住支援協議会の今後の取組みや、活動内容等について、ご意見等がありましたら、ご記入ください。

【全国賃貸住宅経営者協会連合会 長野県支部連合会】

- ・ もう少し協議を続けて大筋の方向性が出た後、必要なら参加する団体を増やしても良いと思うが、現段階では特に必要ない。

【長野県みらい基金】

- ・ 空き家対策シェア人材活用推進

【健康福祉部 地域福祉課】

- ・ 居住支援法人の指定申請があった際に当該法人が県所管の社会福祉法人だった場合、庁内担当課へ情報提供をお願いしたい。（県所管法人リスト（担当課記載）を提供する。）